

平成30年6月 就学支援金手続要項

鳥取県立米子西高等学校

現時点での就学支援金の受給有無に関わらず、**在校生全員手続きが必要**です。下記及び別紙を参照し、①または②いずれかの書類を必ず提出期限までに提出してください。

②の**不受給申出書**を提出される場合、**下記決定期間中は授業料（月額9,900円）を納付していただきますので、制度等をよくご確認のうえ提出してください。**

今回の手続きによる決定期間：平成30年7月～翌年6月(3年生は翌年3月まで)

支給要件：保護者等の平成30年度分道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の

合計が50万7,000円未満であること。 ※注意 均等割額は含みません。

①【就学支援金を受給する場合】

各種住民税所得割額（均等割額は含みません。）が不明確な場合も以下を提出してください。

提 出 書 類		
1	高等学校等就学支援金収入状況届出書（様式1号（その2））	
2	右記いずれか一つ ※1	平成30年度分の市町村発行の所得課税証明書等 ※2 6月1日以降に市町村役場等で取得することができます。 （道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が記載されたもの）（原則原本）
		平成30年度分給与所得に係る市町村発行の特別徴収税額決定・変更通知書 各種住民税所得割額が記載されたもの。（原則原本。原本確認後、後日返却。） ※提出期限までにお手元に届かない場合は、ご面倒でも所得課税証明書等の取得をお願いします。
		平成30年度分市町村発行の納税通知書（自営業等の場合） 氏名、各種住民税所得割額が分かるページが必要。（原則原本。確認後、後日返却） ※提出期限までにお手元に届かない場合は、ご面倒でも所得課税証明書等の取得をお願いします。
		生活保護受給証明書 （本年1月1日又は現在受給していることが確認できるもの）

※1 県内の高校に兄弟姉妹がいる場合は写しの提出でも構いません。その場合は写しの余白に原本提出学校名、生徒氏名、日付を記入してください。

本校に兄弟姉妹がいる場合、原本は1通で構いません。

（兄弟の生徒の学年・組・氏名を余白に必ず記入してください。）

※2 控除対象配偶者分を提出しない場合、控除対象配偶者「有」と記載されているものを提出してください。「無」の場合は所得課税証明書等の取得をお願いします。

②【受給しない場合（支給要件を満たしていないことが明らかな場合）】

提 出 書 類	
1	高等学校等就学支援金受給資格認定申請の不受給申出書について

提出期限：平成30年6月15日（金）厳守

提出先：各クラス担任

担当：事務室 溝口
電話：0859-22-7421